

匝瑳市行政改革大綱（平成23年度版）進行管理表【平成24年3月31日現在】

1 定員管理及び給与の適正化並びに組織機構の見直し

改革項目	取組の内容	実績	実施状況
<p>① 定員管理の適正化 (総務課)</p>	<p>職員の定員管理の適正化により人件費の抑制を図る。 【H18～22行革大綱整理番号1-1】</p>	<p>平成23年度実績</p> <p>削減額 ▲60,550,000円 削減数 ▲7人 削減率 ▲1.79%</p> <p>※平成23年度実績は、平成22年度との対比 ※削減額は、職員1人の平均人件費を865万円で算出 ※病院事業会計に属する医療職等の職員を除く。</p> <p>(内訳)</p> <p>平成22年度退職者数 ▲11人 内訳 行政9人、技能1人、教育1人 平成23年4月1日 331人 採用者数4人 (行政3人、教育1人) → H22退職者▲11人+H23採用者4人=▲削減数7人</p> <p>(参考・平成24年度の実績)</p> <p>平成23年度退職者数 ▲25人 内訳 行政21人、技能2人、教育1人、保育士1人 平成24年4月1日 321人 採用者数15人 (行政14人、保育士1人) → H23退職者▲25人+H24採用者15人=▲削減数10人</p>	<p>○</p>

1 定員管理及び給与の適正化並びに組織機構の見直し（つづき）

改革項目	取組の内容	実績	実施状況												
<p>② 臨時職員・任期付職員等の活用 (総務課)</p>	<p>真に必要とされる行政需要に対しては、原則として職員の配置転換により対処する。 しかし、一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務については、業務量の増加が職員数の増加に繋がらないようにするため、任期付職員制度を活用する。 なお、臨時職員及び非常勤職員については、任期付職員制度の活用を図る観点から、その運用を見直し、位置づけを明確化する。 【H18～22行革大綱整理番号1-2】</p>	<p>任期付職員（特定任期付職員）1人（匝瑳市民病院事務局長）の採用</p>	<p>○</p>												
<p>③ 常勤特別職職員等の人件費の抑制（給料月額・期末手当の削減） (総務課)</p>	<p>常勤特別職職員等の給料月額及び期末手当を次のとおり減額する。 削減目標額：2,600千円</p> <table border="1" data-bbox="533 997 1102 1182"> <thead> <tr> <th></th> <th>給料月額</th> <th>期末手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>▲10%</td> <td>▲5%</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>▲5%</td> <td>▲5%</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>▲5%</td> <td>▲5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【H18～22行革大綱整理番号1-3】</p>		給料月額	期末手当	市長	▲10%	▲5%	副市長	▲5%	▲5%	教育長	▲5%	▲5%	<p>平成23年度実績 削減額 ▲2,107,988円(A) + (B) ※削減額は、削減しなかった場合の支給額との対比 (内訳) 給料月額 ▲1,698,000円(A) (市長10%、副市長5%、教育長5%の減) (市長▲936,000円、副市長▲399,000円、教育長▲363,000円) 期末手当 ▲409,988円(B) (市長5%、副市長5%、教育長5%の減) (市長▲172,673円、副市長▲147,215円、教育長▲90,100円) ※教育長は、平成23年4月1日就任のため、6月期の在職期間割合30/100で支給。</p>	<p>○</p>
	給料月額	期末手当													
市長	▲10%	▲5%													
副市長	▲5%	▲5%													
教育長	▲5%	▲5%													

1 定員管理及び給与の適正化並びに組織機構の見直し（つづき）

改革項目	取組の内容	実績	実施状況
<p>④ 一般行政職職員の 人件費の抑制（管理 職手当（病院以外） の削減）</p> <p>（総務課）</p>	<p>管理職手当（病院以外）を5%削減する。 削減目標額：1,300千円</p> <p>【H18～22行革大綱整理番号1-5】</p>	<p>平成23年度実績 削減額 ▲1,283,546円</p> <p>※削減額は、削減しなかった場合の支給額との対比</p> <p>（参考） 平成23年度支給額 24,298,299円 平成22年度支給額 22,803,984円 ※削減率は、23年度：5%、平成22年度：10%</p>	○
<p>⑤ 一般行政職職員の 人件費の抑制（特殊 勤務手当の見直し）</p> <p>（総務課）</p>	<p>特殊勤務手当の支給対象の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務かどうかを見極め、見直しを図る。</p> <p>その上で、勤務形態の変化等により勤務の特殊性が薄れたものについては、当該手当の廃止又は支給対象者、対象勤務、金額の見直しを図る。</p> <p>目標額：支給額600千円以内</p> <p>【H18～22行革大綱整理番号1-6】</p>	<p>平成23年度実績 削減額 ▲19,950円</p> <p>※削減額は、平成22年度支給額との対比</p> <p>平成23年度支給額 554,650円 平成22年度支給額 574,600円</p>	○

1 定員管理及び給与の適正化並びに組織機構の見直し（つづき）

改革項目	取組の内容	実績	実施状況
<p>⑥ 一般行政職職員の 人件費の抑制（時間 外手当の削減） （総務課）</p>	<p>人件費の抑制と職員の健康保持、公務能率の確保を図るため、 時間外勤務の抑制に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ノー残業ダイの設定 2 所属長による事前命令及び実施内容の確認の徹底 3 時間外勤務削減計画の実施 4 「ずれ勤務制」の対象職場の拡大の検討 市民団体に関する業務担当課、公民館、図書館等、業務の内容から通常の勤務時間外に業務を実施している部署への「ずれ勤務制」への導入の検討 <p>目標額：支給額40,000千円以内</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号1-7】</p>	<p>平成23年度実績</p> <p>削減額 ▲28,413,191円 (病院以外 ▲26,270,679円) (病院 ▲2,142,512円) ※削減額は、平成22年度支給額との対比</p> <p>・平成23年度支給額 45,047,592円 (病院以外 34,147,747円) (病院 10,899,845円) ※平成23年度支給額のうち1,928,001円は東日本大震災関係</p> <p>・平成22年度支給額 73,460,783円 (病院以外 60,418,426円) (病院 13,042,357円) ※平成22年度支給額のうち20,141,681円は東日本大震災関係</p> <p>削減時間 ▲13,365時間 (病院以外 ▲12,285時間) (病院 ▲1,080時間) ※削減時間は、平成22年度時間外勤務手当支給時間との対比</p> <p>・平成23年度支給時間 23,051時間 (病院以外 17,934時間) (病院 5,117時間) ※平成22年度支給時間のうち787時間は東日本大震災関係</p> <p>・平成22年度支給時間 36,416時間 (病院以外 30,219時間) (病院 6,197時間) ※平成22年度支給時間のうち7,877時間は東日本大震災関係</p>	<p style="text-align: center;">○</p>

1 定員管理及び給与の適正化並びに組織機構の見直し（つづき）

改革項目	取組の内容	実績	実施 状況
⑦ 各種委員等の定数の削減及び報酬等の見直し （総務課）	各種委員会の委員等（附属機関の委員等で非常勤特別職の者等）の定数や報酬等について、当該委員会の存在意義を含め、見直しを行う。 【H18～22行革大綱整理番号1-10】		×
⑧ 定員・給与等の状況の公表 （総務課）	定員・給与等の状況を他団体との比較や全国的な指標を示すようにするなど、市民が理解しやすい工夫を講じ、広報紙・ホームページを通じて公表する。 【公表事項】 (ア) 職員の任免及び職員数に関する状況 (イ) 職員の給与の状況 (ウ) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (エ) 職員の分限及び懲戒処分の状況 (オ) 職員のサービスの状況 (カ) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況 (キ) 職員の福祉及び利益の保護の状況 (ク) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (ケ) 不利益処分に関する不服申立ての状況 (コ) その他市長が必要と認める事項 【H18～22行革大綱整理番号1-11】	匝瑳市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、広報そうさ、市ホームページ等により公表	○

1 定員管理及び給与の適正化並びに組織機構の見直し（つづき）

改革項目	取組の内容	実績	実施状況
⑨ 人材育成の推進 （総務課）	<p>「匠瑳市人材育成計画」に基づき、職員の政策形成能力、法務能力等の業務遂行能力を高め、分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成する。</p> <p>【主な取り組み事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> （ア） 経歴管理制度、複線型人事管理等の導入の検討 （イ） 自己申告制度の拡充 （ウ） 庁内公募制の導入の検討 （エ） 女性職員の登用 （オ） 人事異動の基本的な考え方の公表 （カ） 研修の多様化 <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号1-12】</p>	<p>主な取組事項のうち、</p> <p>（イ）自己申告制度の拡充、（エ）女性職員の登用、（オ）人事異動の基本的な考え方の公表、（カ）研修の多様化については、一部実施済</p>	△
⑩ 組織機構の見直し （総務課）	<p>職員数の削減による市民サービスの低下を防ぎ、市民ニーズに対応できる柔軟な組織機構の構築に努めるとともに、組織のフラット化（班体制）の効果を十分に発揮できるようにその組織運用の理念を職員に周知徹底し、その効果を検証し、職員数の削減等の要因を考慮した組織機構の構築に努める。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号1-13】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要政策等の推進に向けた組織体制とするため、企画課内にまちづくり戦略室を設置した（H23.4.1）。 ・生涯学習に係る組織体制の充実・強化を図るため、教育委員会生涯学習課生涯学習室に生涯学習班を設置した（H23.4.1）。 ・市民の生涯学習の推進及び生活文化の向上を図るため、匠瑳市野栄環境改善センターを廃し、匠瑳市生涯学習センターを設置した（H23.7.1）。 	◎

2 事務事業の見直し等

改革項目	取組の内容	実績	実施状況
<p>① 事務事業の見直し (企画課、総務課、 財政課、各課)</p>	<p>事務事業の必要性及び実施主体の在り方について、事務事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた見直しを行うものとする。</p> <p>その結果を踏まえて、所期の目的を達成した事務事業や公共サービスとして行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、事務事業の廃止、縮小等を見直しを図るものとする。</p> <p>【主な取り組み事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全ての事務事業の必要性及び実施主体の見直し 2 事務事業の廃止、縮小等 <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号2-1】</p>	<p>平成23年度実績</p> <p>削減額 ▲19,911,900円</p> <p>市総合計画実施計画策定の基礎資料として作成する主要個別事業計画兼簡易事務事業評価調査票により、簡易事務事業評価実施方針に基づく評価を実施し、施策の効果的な推進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業 ・概ね100万円以上の事業 ・市総合計画計上事業 ▶ 平成23年度に廃止した事務事業 <ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん給付金支給事業 平成22年度支給額 5,880,000円 見直し理由 子ども手当制度の創設 ・市税納期前納付奨励事業 平成22年度支給額 14,031,900円 見直し理由 特別徴収による納付については対象外となることから不公平が生じており、県内他市町村でも廃止の方向にあるため 	○

2 事務事業の見直し等（つづき）

改革項目	取組の内容	実績	実施状況
② 行政評価システムの導入 （企画課）	<p>市民本位の良質な公共サービスを提供するため、行政の執行体制である政策、施策、事務事業のそれぞれについて、予算に対する業績、成果を一定の基準・指標を用いて客観的に評価し、公表する行政評価システムを導入し、事務事業の合理化及び重点的な実施を図る。</p> <p>また、評価の主体に当たっては、職員による行政内部による評価のみならず、市民の視点から行政評価を行うため、市民による外部評価を実施する。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号2-6】</p>	<p>市総合計画実施計画策定の基礎資料として作成する主要個別事業計画兼簡易事務事業評価調査票により、簡易事務事業評価実施方針に基づく評価を実施し、行政評価システムの試行と課題の抽出・整理に努めた。</p> <p>同調査票を基に主要個別事業計画兼簡易事務事業評価総括表を作成し、パブリックコメントを実施して市民意見の聴取に努めた。</p>	△
③ 行政マネジメントシステムの構築 （企画課）	<p>計画策定 (Plan) → 実施 (Do) → 検証 (Check) → 見直し (Action) のPDCAサイクルによる経営的な視点に立った行政運営を管理する行政マネジメントシステムを構築する。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号2-7】</p>	<p>行政評価システムの確立が必要となるため、同システムの導入に併せて検討を進める。</p>	×

3 民間委託等の推進

改革項目	取組の内容	実績	実施状況
① 民間委託等指針(仮称)の策定 (企画課、総務課)	<p>行政サービスの提供主体について、行政と民間の役割を見直し、「民間にできることは民間に」との考え方に立ち、簡素で効率的な行政運営を実現するため、また、民間委託、指定管理者制度、PFI等の民間活力の効果的な導入を推進するため、民間委託等の実施時期等を示した「民間委託等指針(仮称)」を策定する。</p> <p>なお、委託した事務事業について、行政として責任が果たせるよう、適切に評価及び管理を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号3-1】</p>	<p>事務事業の内容や性質に応じ、サービス提供主体を適切に選別する必要があるため、行政評価システムの導入に併せて検討を進める。</p>	×
② 学校給食センターへの民間活力の導入 (学校教育課、給食室)	<ul style="list-style-type: none"> ・八日市場学校給食センターと野菜学校給食センターの統合時における民間活力の導入について検討する。 ・民間活力の導入による低廉かつ良質な学校給食の提供について検討する。 <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号3-2】</p>	<p>調理業務の委託に係るメリット・デメリットを検証し、統合に向けて調査、検討する。</p>	×

3 民間委託等の推進（つづき）

改革項目	取組の内容	実績	実施状況
③ 市バス等の運転業務の全面委託 （財政課）	市バス等の運転業務について全面委託を推進する。 【H18～22行革大綱整理番号3-3】	<u>平成23年度実績</u> 削減額 +362,250円 自動車運転技師の定年退職（平成21年3月）により、平成21年4月から全面委託を実施。 ※削減額は、平成22年度委託料との対比 平成23年度委託料 2,271,150円 平成22年度委託料 1,908,900円	○
④ 学校用務員の全面委託 （学校教育課）	学校用務員について全面委託を推進する。 【H18～22行革大綱整理番号3-4】	<u>平成23年度実績</u> 削減額 0円 学校用務員の定年退職（平成20年3月）により、平成20年4月から全面委託を実施。 ※削減額は、平成22年度委託料との対比 平成23年度委託料 29,602,884円 平成22年度委託料 29,602,884円	○

3 民間委託等の推進（つづき）

改革項目	取組の内容	実績	実施 状況
⑤ 公共サービスに関する官民競争入札等の導入の検討 （総務課、各課）	1 「窓口6業務」の官民競争入札・民間競争入札の導入について検討する。 2 官民競争入札・民間競争入札の対象となる公共サービスの順次拡大を図る。 3 「透明性」、「中立性」及び「公正性」を確保するため、競争の導入に公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）に基づく条例による市の附属機関としての「官民競争入札等監理委員会（仮称）」の設置について検討する。 【H18～22行革大綱整理番号3-5】	・「窓口6業務」の官民競争入札・民間競争入札 未導入 ・官民競争入札等監理委員会（仮称） 未設置	×

3 民間委託等の推進（つづき）

改革項目	取組の内容	実績	実施状況																								
⑥ 指定管理者制度の活用 （総務課、各課）	既に指定管理者制度を導入している施設における指定管理者制度の推進を図るとともに、未導入の施設における指定管理者制度の導入の是非について検討を行う。 【H18～22行革大綱整理番号3-6】	（指定管理者制度導入施設） <table border="1" data-bbox="1265 368 1946 1013"> <thead> <tr> <th>公の施設の名称</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊栄コミュニティセンター</td> <td>豊栄地区区長会</td> </tr> <tr> <td>須賀コミュニティセンター</td> <td>須賀地区区長会</td> </tr> <tr> <td>匝瑳コミュニティセンター</td> <td>匝瑳地区区長会</td> </tr> <tr> <td>豊和コミュニティセンター</td> <td>豊和地区区長会</td> </tr> <tr> <td>吉田コミュニティセンター</td> <td>吉田地区区長会</td> </tr> <tr> <td>飯高コミュニティセンター</td> <td>飯高地区区長会</td> </tr> <tr> <td>共興コミュニティセンター</td> <td>共興地区区長会</td> </tr> <tr> <td>平和コミュニティセンター</td> <td>平和地区区長会</td> </tr> <tr> <td>椿海コミュニティセンター</td> <td>椿海地区区長会</td> </tr> <tr> <td>心身障害者福祉作業所 ほほえみ園</td> <td>特定非営利活動法人 匝瑳市手をつなぐ育成会</td> </tr> <tr> <td>ふれあいパーク八日市場</td> <td>ふれあいパーク八日市場 有限会社</td> </tr> </tbody> </table> （指定の期間） <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区コミュニティセンター 平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年間） ・ 心身障害者福祉作業所ほほえみ園 平成21年4月1日～平成24年3月31日（3年間） ・ ふれあいパーク八日市場 平成21年4月1日～平成24年3月31日（3年間） 	公の施設の名称	指定管理者	豊栄コミュニティセンター	豊栄地区区長会	須賀コミュニティセンター	須賀地区区長会	匝瑳コミュニティセンター	匝瑳地区区長会	豊和コミュニティセンター	豊和地区区長会	吉田コミュニティセンター	吉田地区区長会	飯高コミュニティセンター	飯高地区区長会	共興コミュニティセンター	共興地区区長会	平和コミュニティセンター	平和地区区長会	椿海コミュニティセンター	椿海地区区長会	心身障害者福祉作業所 ほほえみ園	特定非営利活動法人 匝瑳市手をつなぐ育成会	ふれあいパーク八日市場	ふれあいパーク八日市場 有限会社	○
公の施設の名称	指定管理者																										
豊栄コミュニティセンター	豊栄地区区長会																										
須賀コミュニティセンター	須賀地区区長会																										
匝瑳コミュニティセンター	匝瑳地区区長会																										
豊和コミュニティセンター	豊和地区区長会																										
吉田コミュニティセンター	吉田地区区長会																										
飯高コミュニティセンター	飯高地区区長会																										
共興コミュニティセンター	共興地区区長会																										
平和コミュニティセンター	平和地区区長会																										
椿海コミュニティセンター	椿海地区区長会																										
心身障害者福祉作業所 ほほえみ園	特定非営利活動法人 匝瑳市手をつなぐ育成会																										
ふれあいパーク八日市場	ふれあいパーク八日市場 有限会社																										

4 第三セクター等の見直し

改革項目	取組の内容	実績	実施状況
① 第三セクターの経営状況の公表等 (産業振興課)	ふれあいパーク八日市場有限会社の事業内容、経営状況、公的支援等の経営状況について、広報紙及びホームページでの公表を行う。 【H18～22行革大綱整理番号4-1】	会社の事業内容、経営状況等については毎年議会報告をしているので、取締役会で議会報告と同様の内容を公表する了解を得て、市ホームページに公表をすることとしたい。 また、現在、会社ホームページの立ち上げ準備を進めており、ホームページが立ち上がった後、取締役会で公表の了解を得て、会社の事業内容、経営状況等を公表する。	○
② 匝瑳市土地開発公社の解散の検討 (財政課)	匝瑳市土地開発公社の保有する土地を匝瑳市へ売却した上で、公社の解散について検討を進める。 【H18～22行革大綱整理番号4-2】	平成23年 4月～7月 匝瑳市へ保有土地の売却 8月 庁議 (解散方針決定) 9月 市議会 (全員協議会) 12月 市議会 (解散議決) 〃 解散認可申請 (知事あて) 〃 解散認可通知 (知事発) 平成24年 3月 市議会 (決算報告) 〃 残余財産繰入 〃 清算終了	◎

4 第三セクター等の見直し（つづき）

改革項目	取組の内容	実績	実施状況
③ 基準外繰入金の抑制 （市民病院）	一般会計から病院会計への基準外繰り入れについて、極力抑えるものとする。 【H18～22行革大綱整理番号4-5】	平成23年度 繰入金削減額 ▲46,622,000円 ※繰入金削減額は、平成22年度との対比 平成23年度繰入金 530,526,000円 平成22年度繰入金 577,148,000円	○
④ 病院事業に係る管理職手当（医師を除く）の削減 （市民病院）	病院事業に係る管理職手当（医師を除く。）を5%削減する。 削減目標額：200千円 【H18～22行革大綱整理番号4-6】	平成23年度実績 削減額 ▲205,744円 ※削減額は、削減しなかった場合の支給額との対比 （参考） 平成23年度支給額 3,908,044円 平成22年度支給額 3,851,584円 ※削減率は、23年度：5%、平成22年度：10%	○

4 第三セクター等の見直し（つづき）

改革項目	取組の内容	実績	実施状況
⑤ 病院事業に係る時間外勤務手当（医師を除く）の削減 （市民病院）	病院事業に係る人件費の抑制と職員の健康保持、公務能率の確保を図るため、同事業の一般行政職職員及び医療職職員（医師を除く。）の時間外勤務の抑制に努める。 目標額 ：支給額10,000千円以内 【H18～22行革大綱整理番号4-8】	平成23年度実績 削減額 ▲2,142,512円 ※削減額は、平成22年度支給額との対比 平成23年度支給額 10,899,845円 平成22年度支給額 13,042,357円 ※平成22年度支給額のうち、1,003,939円は、東日本大震災関係。 削減時間 ▲1,080時間 ※削減時間は、平成22年度時間外勤務手当支給時間との対比 平成23年度支給時間 5,117時間 平成22年度支給時間 6,197時間 ※平成22年度支給時間のうち、446時間は、東日本大震災関係。 ※削減額及び削減時間は、1-⑥に包含し、集計。	○
⑥ 病院事業会計制度の見直し （市民病院）	企業会計基準との整合性を図るために見直される地方公営企業会計制度に併せて、病院事業会計規則を改正し、病院事業会計における透明性の向上と自己責任の拡大を図る。平成23年度はそのための研究を行う。 【新規】	平成26年度予算及び決算から会計基準が見直されることとなったため、資料の収集及び改正後の貸借対照表について試算した。	○

5 財政の健全化

改革項目	取組の内容	実績	実施 状況
① 財政の健全化 (財政課)	歳出全般の効率化と予算配分の重点化を図る。 【H18～22行革大綱整理番号5-1】	平成22年度決算における財政指標 ・経常収支比率 82.0% (▲6.4%) ・公債費負担比率 11.9% (▲1.4%) ・実質公債費比率 11.4% (▲2.5%) ・将来負担比率 72.6% (▲17.4%) ・財政力指数 0.508 (▲0.03) ※ () は平成21年度決算との比較	○

5 財政の健全化(つづき)

改革項目	取組の内容	実績	実施状況																														
<p>② 市税等の確実な徴収、滞納額の削減等 (税務課、各課)</p>	<p>市税の確実な徴収に努めるとともに、市民負担の公平性の確保の観点から、滞納額の削減に努める。 同様に、使用料、保育料、給食費等についても各課の連携の強化等により、確実な収納に努め、滞納額の削減に努める。 【H18～22行革大綱整理番号5-2】</p>	<p>平成23年度実績</p> <p>滞納繰越分徴収総額 263,096,678円</p> <p>市税(滞納繰越分)</p> <table border="1" data-bbox="1294 459 1935 596"> <tr> <td>滞納額(A)</td> <td>766,798,352円</td> </tr> <tr> <td>徴収額(B)</td> <td>120,500,051円</td> </tr> <tr> <td>徴収率(B/A)</td> <td>15.71%</td> </tr> </table> <p>国民健康保険税(滞納繰越分)</p> <table border="1" data-bbox="1294 644 1935 782"> <tr> <td>滞納額(A)</td> <td>810,209,400円</td> </tr> <tr> <td>徴収額(B)</td> <td>137,724,847円</td> </tr> <tr> <td>徴収率(B/A)</td> <td>17.00%</td> </tr> </table> <p>保育所保育料(滞納繰越分)</p> <table border="1" data-bbox="1294 829 1935 967"> <tr> <td>滞納額(A)</td> <td>18,325,200円</td> </tr> <tr> <td>徴収額(B)</td> <td>2,840,450円</td> </tr> <tr> <td>徴収率(B/A)</td> <td>15.50%</td> </tr> </table> <p>給食費(滞納繰越分)</p> <table border="1" data-bbox="1294 1015 1935 1152"> <tr> <td>滞納額(A)</td> <td>17,453,729円</td> </tr> <tr> <td>徴収額(B)</td> <td>1,200,830円</td> </tr> <tr> <td>徴収率(B/A)</td> <td>6.88%</td> </tr> </table> <p>市営住宅使用料(滞納繰越分)</p> <table border="1" data-bbox="1294 1200 1935 1337"> <tr> <td>滞納額(A)</td> <td>3,846,200円</td> </tr> <tr> <td>徴収額(B)</td> <td>830,500円</td> </tr> <tr> <td>徴収率(B/A)</td> <td>21.59%</td> </tr> </table>	滞納額(A)	766,798,352円	徴収額(B)	120,500,051円	徴収率(B/A)	15.71%	滞納額(A)	810,209,400円	徴収額(B)	137,724,847円	徴収率(B/A)	17.00%	滞納額(A)	18,325,200円	徴収額(B)	2,840,450円	徴収率(B/A)	15.50%	滞納額(A)	17,453,729円	徴収額(B)	1,200,830円	徴収率(B/A)	6.88%	滞納額(A)	3,846,200円	徴収額(B)	830,500円	徴収率(B/A)	21.59%	<p>○</p>
滞納額(A)	766,798,352円																																
徴収額(B)	120,500,051円																																
徴収率(B/A)	15.71%																																
滞納額(A)	810,209,400円																																
徴収額(B)	137,724,847円																																
徴収率(B/A)	17.00%																																
滞納額(A)	18,325,200円																																
徴収額(B)	2,840,450円																																
徴収率(B/A)	15.50%																																
滞納額(A)	17,453,729円																																
徴収額(B)	1,200,830円																																
徴収率(B/A)	6.88%																																
滞納額(A)	3,846,200円																																
徴収額(B)	830,500円																																
徴収率(B/A)	21.59%																																

5 財政の健全化(つづき)

改革項目	取組の内容	実績	実施 状況
③ 未利用市有地の適 正価格による売却 処分 (財政課)	未利用市有地の売却を行い、自主財源の確保に努める。 【H18～22行革大綱整理番号5-3】	<u>平成23年度実績</u> 売却額 7,112,597円 (参考) 平成23年度売却額 7,112,597円 平成22年度売却額 3,124,005円	○
④ 使用料・手数料の改 定、使用料の減免基 準の見直し (財政課、各課)	受益者負担の原則を徹底し、手数料・使用料の見直し、負担の 適正化を積極的に行うなど、自主財源の確保に努める。 【H18～22行革大綱整理番号5-4】	施設等の使用料については、当分の間、合併協定書のとおり とする。手数料については、法令等の改正に合わせて見直しす る。	×

5 財政の健全化(つづき)

改革項目	取組の内容	実績	実施状況
⑤ ホームページ等の 広告利用 (秘書課、財政課)	経費の削減には、自ずと限界があることから、安定した行政運営を行うため、ホームページや広報紙への広告利用を促進し、自主財源の確保に努める。 【H18～22行革大綱整理番号5-5】	平成23年度実績 収入額 419,000円 (内訳) 広報紙 12件 215,000円 ホームページ 0件 0円 市内循環バス 2件 204,000円 その他 0件 0円 匝瑳市広告掲載に関する要綱(H19.12.28制定)及び匝瑳市広告掲載基準(H20.1.17制定)を策定し、平成20年4月から広報等で広告掲載を開始した。	○
⑥ 補助金等の整理合理化 (財政課)	行政の役割分担の明確化、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、終期の設定、補助金額の削減などの見直しを図る。 【H18～22行革大綱整理番号5-6】	平成23年度実績 補助金削減額 ▲1,897,000円 納税貯蓄組合交付金 1,350,000円ほか5件	○
⑦ 枠配分方式による 予算編成 (財政課)	事業担当課が自らの権限と責任で予算を編成する枠配分方式を推進し、より効率的かつ効果的な行政運営を図る。 【H18～22行革大綱整理番号5-7】	平成23年度実績 削減額 ▲22,000,000円 ※削減額は、平成24年度予算額の平成23年度予算額との対比。	○

5 財政の健全化(つづき)

改革項目	取組の内容	実績	実施状況
⑧ サマーレビューの実施 (財政課)	行政需要の変化等に対応するため、予算編成に向けて事業の見直しや予算の洗い直しを行う。 【H18～22行革大綱整理番号5-8】	平成23年9月 サマーレビュー実施 ※サマーレビューは、平成20年度当初予算編成から導入し(平成19年8月)、以来、毎年度実施。	○
⑨ 公会計の整備 (財政課)	公会計に、原則として国の基準に準拠した発生主義の活用及び複式簿記の考え方を導入し、公会計の整備を推進する。 また、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の整備又は作成に必要な情報の開示を行う。 【H18～22行革大綱整理番号5-9】	総務省が平成19年10月にまとめた「新地方公会計制度実務研究会報告書」に基づき、平成23年度末までに公表する。 平成24年3月に、平成20年度決算の財務諸表を公表した。	×
⑩ 市民への財政状況の情報提供 (財政課)	市民への財政状況に係る説明責任を向上させるため、歳入歳出の状況や各種の財政指標などの一般的なデータのほか、バランスシート等も含め、ホームページ等により積極的な公表を行う。 【H18～22行革大綱整理番号5-10】	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年5月1日及び11月1日 ホームページで市の財政状況を公表 ・平成23年9月 ホームページで平成22年度決算に基づく健全化判断比率を公表 ・広報そうさ6月号及び11月号で市の財政状況等を公表 	○

6 市民参加による開かれた行政の推進

改革項目	取組の内容	実績	実施状況
① 公正の確保と透明性の向上 (総務課)	<p>公正で開かれた市政と市民の市政への参加を促進するため、情報提供に努める。</p> <p>また、行政手続の透明性の向上を図り、市民の意思が市政に反映されるようパブリック・コメントを推進する。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号6-1】</p>	<p>パブリック・コメントを実施するための「匝瑳市パブリックコメント制度に関する指針」を制定。平成21年4月1日から施行。</p>	○
② 電子自治体の構築 (企画課)	<p>本市における情報化の推進と情報セキュリティ対策に関し総合的かつ計画的に推進するため、行政と地域の情報化を総合的に計画する情報化計画を策定するとともに、電子申請の導入検討、「オンライン利用促進対象手続」のオンライン化及び利用促進に努め、行政運営の効率化と質の高い行政サービスを提供し、市民が便益を実感できる電子自治体の構築を推進する。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号6-2】 【H18～22行革大綱整理番号6-3】</p>	<p>匝瑳市情報化計画については、平成23年9月策定済。</p> <p>各種行政手続オンライン化及び利用促進については、情報化計画に基づき導入に向けて検討中。</p> <p>なお、税の申告手続等電子化については平成22年度導入済、電子調達業務については平成23年度導入済。</p>	△

6 市民参加による開かれた行政の推進（つづき）

改革項目	取組の内容	実績	実施状況
③ 庁内イントラシステムの拡充による職員の情報共有の推進 （企画課）	出先施設を含む庁内ネットワークを利用した内部情報システムの有効利用により職員間の情報共有を推進する。 【H18～22行革大綱整理番号6-4】	出先施設を含む庁内ネットワークを利用した内部情報システムの有効利用により職員間の情報共有を推進した。 グループウェア・・・掲示板、ファイルライブラリー等による職員への情報提供 庁用車管理、会議室予約等による施設管理の一元化 電子決裁システム・・・決裁状況照会等による決裁ルート及び決裁情報の共有 文書管理システム・・・公文書等の管理一元化を図り、課単位で文書情報を共有 財務会計システム・・・予算管理を一元化し、執行状況等課単位での情報共有	○
④ 地域協働担当部門の決定及び地域協働担当部門による総合的な地域協働の推進 （総務課、各課）	地域協働に関する施策の企画、総合調整等を行うための地域協働担当部門を決定し、総合的に地域協働を推進する。 【H18～22行革大綱整理番号6-5】	地域協働担当部門 未決定	×

6 市民参加による開かれた行政の推進（つづき）

改革項目	取組の内容	実績	実施状況
⑤ 地域協働を实践するための職員の意識改革 （総務課）	地域協働を实践するための基本である職員の意識を改革し、地域協働の環境づくりを推進する。 【H18～22行革大綱整理番号6-6】	未実施 ※地域協働担当部門の決定後に、同部門と歩調を合わせ実施していくことが効率的であるため、同部門の決定後に実施する。	×
⑥ 民間との事業の共同実施等による協働の推進 （各課）	行政と民間の役割を見直し、「民間にできることは民間に」との考え方に立ち、民間と協働を推進していくものとする。 市と民間との間で協働に対する目的を共有した上で、民間との事業の共同実施、民間への委託、民間への補助、民間との共催、市の施設設備の提供等のさまざまな手法により協働を推進する。 【H18～22行革大綱整理番号6-7】	未実施 ※協働に対する全庁的な統一的な考え方等は地域協働担当部門の決定後に、同部門が打ち出した後に実施する。	×

6 市民参加による開かれた行政の推進（つづき）

改革項目	取組の内容	実績	実施状況
⑦ 公共工事の入札・契約に係る情報公開の推進 （財政課）	<p>公共工事の入札・契約に対する市民の信頼を確保するため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、公共工事の入札・契約について、情報の公開をはじめとする更なる適正化に取り組むものとする。</p> <p style="text-align: center;">【H18～22行革大綱整理番号6-8】</p>	<p>平成23年4月1日千葉県電子自治体共同運営協議会が運営する「ちば電子調達システム」の利用開始。平成24・25年度入札参加資格審査申請を電子申請により行うことが可能となった。（受付期間：平成23年10月～12月）</p> <p>※1 「千葉県電子自治体共同運営協議会」とは、千葉県及び県内の市町村が、情報システム等の整備及び運営を共同で行うことにより、電子自治体の実現を図り、もって県民の利便性並びに千葉県及び市町村等の行政事務効率の向上を寄与することを目的とした団体である。</p> <p>※2 電子調達システムは、インターネットを介し、電子入札や入札情報の公開を目的としたシステムであり、入札に係る透明性・競争性の確保、コストの縮減、事務の効率化、情報提供を目指すものである。</p>	○

（備考）「実施状況」の欄について

- ◎：平成23年度において新規に実施したもの
- ：平成23年度において実施している（した）もの
- △：平成23年度において一部実施している（した）もの
- ×：平成23年度において未実施のもの